

氏 名 平 岡 俊 一
学 位 の 種 類 博士 (社会学)
学位授与年月日 2006年 3月31日
学位論文の題名 地方自治体における市民参加型地球温暖化対策の推進に関する研究

【論文内容の要旨】

1. 本論文の構成

本論文の構成は以下に示す通りである。

はじめに

第1章 環境分野における市民参加—展開過程とその背景, 関連概念, 実践的取り組みなど—

1. 市民参加の定義
2. 市民参加の歴史的展開過程
3. 市民参加の社会的背景, 必要性
4. 市民参加を保障する社会的制度
5. 市民参加の類型化
6. 市民参加に関連した学術的概念, 国際的な実践

第2章 地方自治体レベル, 市民参加型の地球温暖化対策の必要性—国内対策, 関連研究の動向を踏まえて—

1. 国レベルにおける温暖化対策の動向
2. 国の法制度における地域・自治体レベルの温暖化対策
3. 関連分野における先行研究
4. 自治体レベルでの温暖化対策の必要性
5. 温暖化対策における市民参加の必要性

第3章 地方自治体での地球温暖化対策の現状と課題—市町村と都道府県の役割分担と連携に注目して—

1. 研究方法
2. 市町村における温暖化対策の現状と課題
3. 都道府県における温暖化対策の現状と課題
4. 温暖化対策において自治体が抱える課題
5. 温暖化対策における市町村と都道府県の連携, 役割分担

第4章 地方自治体での地球温暖化対策における市民参加の現状—京都府内の市町村を対象にした調査をもとに—

1. 研究方法
2. 京都府内の市町村における温暖化対策の現状
3. 温暖化対策における市民参加の現状
4. 市民参加と温暖化対策進捗の関係性

第5章 地球温暖化対策地域協議会の現状と課題

1. 研究方法
2. 地球温暖化対策地域協議会の概要

3. 地域協議会の組織体制，活動
4. 地域協議会の現状と課題
5. 地域協議会の今後

第6章 都道府県地球温暖化防止活動推進センターの現状と課題

1. 研究方法
2. 都道府県センターの概要，目的，指定状況
3. 都道府県センターの組織体制，活動内容
4. 都道府県センターと地域の各主体との連携

第7章 地方自治体レベル，市民参加型の地球温暖化対策推進における各主体の役割と相互連携

1. 考察の視点
2. 地球温暖化対策地域協議会
3. 市町村
4. 都道府県地球温暖化防止活動センター
5. 都道府県
6. 主体間における有機的連携の充実

第8章 地方自治体における市民参加型の地球温暖化対策を推進する仕組みと社会的条件—滋賀県野洲町の事例をもとに—

1. 研究方法
2. 野洲町における温暖化対策の経緯と現状
3. 温暖化対策推進の仕組みと社会的条件

第9章 市民参加型の環境政策形成における環境NPOの存在，役割 —京都府城陽市の事例から—

1. 環境基本条例・環境基本計画の策定過程
2. 城陽市の事例において環境NPOが果たした役割
3. 市民参加型環境政策形成におけるコーディネーターとしての環境NPO

終章 市民参加型地球温暖化対策と地方自治体・地域社会

1. 市民参加型の温暖化対策推進のための条件整備
2. 市民参加型温暖化対策の推進による地域社会の発展の可能性

参考文献

付記

2. 本論文の要旨

本論文は，地方自治体・地域における市民参加型地球温暖化対策について，その主要な実施主体である都道府県，市町村，温暖化対策推進センター，温暖化対策地域協議会を対象に実施したアンケート調査や聞き取り調査，および具体的先進事例である滋賀県野洲町（現：野洲市）と京都府城陽市の参与的観察による調査に基づいて，現状と課題を明らかにするとともに，今後のさらなる温暖化対策推進のための主体間の協同のあり方や社会的諸条件について考察したものである。

「はじめに」では，まず上述の本研究の目的が述べられている。次いで，その背景と意義について，地球温暖化問題の特性とそれがもたらす影響の重大性を考慮すれば，その防止対策を社会のあらゆる領域，と

くに自治体、地域での市民参加による防止対策を急速に展開することが求められているが、それにもかかわらず、この分野における研究の蓄積が乏しいことが示される。

第1章では、温暖化問題以前の環境問題における市民参加に関して、国内外の代表的な実践事例と研究成果を紹介しながら、市民参加の類型や歴史的経緯についてまとめられている。

第2章では、まず日本における温暖化対策の概要と動向、「地球温暖化対策推進法」に定められた自治体や市民の責務等について整理されている。次いで自治体レベルでの市民参加型温暖化対策に関する先行研究についてまとめ、国内外ともに、この分野の研究の実施が数年前からと日が浅く、しかも本研究でなされているような社会学的研究、とくに本格的な実証的研究はほとんど実施されていないことが示される。しかし、地域性に応じた温暖化対策の重要性とそれを推進する方策を生み出す必要性が高いことから、本研究の意義が確認される。

第3～6章では、各レベルの地域主体に対するアンケート調査結果についてまとめ、それぞれの温暖化対策における市民参加の現状と課題を明らかにしている。

第3章では、都道府県と近畿圏市町村の調査結果について論じている。都道府県に関しては、すべてで「温暖化防止実行計画」を策定、「温暖化防止地域推進計画」なども80～90%で策定するなど、庁内だけでなく地域全体を視野に入れた計画がほぼ策定されていることを明らかにしている。一方、市町村に関しては「温暖化防止実行計画」策定が最近、急速に増加しているものの、なお3分の1は策定予定もなく、「温暖化防止地域推進計画」についてはいずれも10%未満と低いことを明らかにしている。具体的には、「温暖化防止活動推進員」の委嘱が多く道府県で始まっているが、地域での実質的な取り組み内容をみると、市民、企業、団体等とのパートナーシップによるものはまだ少ないとしている。さらに、都道府県と市町村の役割分担が明確でないと結論付け、その点が曖昧な法制度の改革の必要性を指摘している。その内容としては、都道府県では市町村に対する支援、広域的連携の調整など、市町村では市民を中心とする各主体間の協同支援などを挙げている。

第4章では、市町村における市民参加の現状について、京都府下を対象に調査を実施し、とくに地球温暖化対策関連計画を策定済みの自治体について詳細に市民参加状況が調べられた。その結果、策定済み自治体のうち半数以上で策定段階における市民参加が図られ、推進体制でも半数以上で市民参加型のパートナーシップ組織がつけられていることを明らかにしている。このように計画策定・実施段階での市民参加の比率は高いが、参加内容では計画の立案時点からの市民参加は少なく、計画実施後の点検評価段階での市民参加については一自治体のみであったことが判明している。さらに、市民参加を図っている自治体ほど、地域全体を対象にした施策の実施数は圧倒的に多く、推進組織の活動頻度もきわめて高いことも見いだしている。

第5章では、これまで全く調査されていなかった「地球温暖化対策地域協議会」（全国にある52のうち回答28）に関する調査結果についてまとめている。地域協議会は、地球温暖化対策を地域の各主体の参加、協同により推進するための組織であり、地球温暖化対策推進法で自由に設置することが認められ、財政支援も実施されている希有な住民主体の組織である。調査から、地域協議会には自治体行政を含む地域の多くの主体が参加しているが、温暖化対策推進センターや推進員などが参加しているのは半数以下という意外な実態が明らかとなり、活動内容にも大きな差異があることが判明した。しかし、なかには市民が積極的に関与する「エコマネー事業」などの創意あふれる取り組みを実施している地域協議会もあり、今後の地域温暖化対策モデルになりうる先駆的な取り組みもあることが示されている。このような先進的協議会

は、積極的な市民参加が定着した地域で、かつ専門性をもつ事務局員が存在する場合に生まれやすいことを見いだしている。

第6章では、やはりこれまで本格的調査がなされていなかった全国の都道府県地球温暖化防止活動推進センターを対象にアンケート調査を実施した結果について論じている。組織体制の現状調査から、政府支援だけの貧困な財政基盤と少ない専任職員によって運営されているセンターが多く、大半が広報・啓発活動を中心に行っていることを示している。また、大部分が有効な活動を実施する上で必要な地域活動の現状把握を行っていないことも見いだされた。しかし、同時に数少ないセンターであるが、各主体間のネットワーク化を図ったり、推進員間の積極的な経験交流を通じて地域づくりと結合した温暖化対策を推進したりする事例もみられ、今後、センター運営への推進員の積極的な参加、財政・人的基盤の強化、センター間の交流等を通じて、発展していく可能性があることも指摘している。

第7章では、第3～6章の結果を踏まえて、地方自治体レベル、市民参加型の地球温暖化対策推における各主体の役割と相互連携についての考察がなされている。都道府県、市町村、温暖化対策推進センター、地域協議会のそれぞれの役割を明らかにしつつ、補完性原則にもとづいたすべての組織の有機的連携の必要性が強調される。また、その際、市民がこれらの組織のいずれにも関与しながら、連携を強める役割を演じることができ存在であり、NGOやNPO、地域の事業者などととも、各地に地球温暖化対策地域協議会を設置する等、意識的活動を強める必要性が主張される。

第8、9章では、二つの地方自治体における市民参加型の地球温暖化対策の事例について、参与観察を中心に調査した結果に基づいて論じている。第8章では、滋賀県野洲町（現・野洲市）における温暖化対策の経緯と現状を明らかにし、そこで実施されている先進的な温暖化対策推進の仕組みと社会的条件を示している。野洲町では、積極的な市民参加による新エネルギービジョンの策定が行われ、地域通貨を活用した市民共同発電所の設置、ボランティアと森林組合の協働による里山保全、自治会による温暖化対策などの計画が、実行段階でも市民主導で地域の他主体との協働による多様な展開に結びついた。同時に、それは地産地消による各種産業の活性化を引き出し、持続的に発展する町づくりにつながっている。これを生み出した条件として、計画策定段階からの市民主導の取り組みや市民共同太陽光発電や森林活用等のように温暖化問題を可視化したこと、行政側の担当部局を町長直轄の横断組織としたことであると分析している。

第9章では、京都府城陽市の市民参加型の環境政策づくりを事例に、環境NPOの役割について論じている。市民参加型行政に習熟していない行政職員と市民の協同による政策づくりにおいて、著者が自ら参加しているNPO「気候ネットワーク」の一員としてコーディネーター役を務めながら参与観察に基づいて調査研究が実施された。城陽市の環境基本条例・環境基本計画の策定過程において環境NPOは専門性と市民性をもつコーディネーターとして、種々の難題を克服し、市民の意向を反映した政策づくりを可能にすることを実証している。

終章では、上記の結果を踏まえ、市民参加型地球温暖化対策と地方自治体・地域社会の関係について論じるとともに、今後の研究の展望も行っている。市民参加型の温暖化対策推進のための条件として、行政においては横断的・全庁的な温暖化対策体制づくりや温暖化防止の観点からの政策統合や市民参加の制度化、市民の側からは温暖化対策の担い手として自覚とネットワーク化への参加、専門性をもつ環境NPOの育成と強化などを挙げている。また、市民参加型温暖化対策の推進により地域社会の健全な発展の可能性のあることを指摘している。多様な分野での統合的、市民参加型の取り組みを必要とする温暖化対策の

推進は、それによって自治体、行政組織の改革へ、地域資源の再発見・再活用が求められることから地域経済・産業の活性化へ、協同を通じてソーシャル・キャピタルの醸成へつながる可能性があることを指摘し、それらによる温暖化対策の推進を通じた社会発展の可能性についても先行研究を引用しながら言及し、今後の研究課題であるとしている。

【論文審査の結果要旨】

本論文の審査委員会は、2006年6月16日の公聴会の前後に2回にわたり3名の審査委員の全員出席のもとで開催された。審査の結果は以下の通りである。

本論文の評価できる点として、第1に、わが国の地球温暖化対策に関して、さまざまな主体を対象にしたアンケート調査と先進的な二つの自治体の参与観察に基づく詳細な調査に基づいて現状と課題を明らかにした本格的な実証研究は他に例がなく、創造性、新規性に富んだ研究である。第2に、地球温暖化問題という人類的課題を克服する方法論として地域における市民参加型対策の今後のあり方を示唆した点は、実践的にも価値のあるものである。第3に、市民参加型地球温暖化対策の推進が地域社会の健全な発展に結びつく可能性があることを示唆したことは新たな視点の提示である。さらに第4に、本論文にまとめられた内容のかかなりの部分は、5編の論文（単著1編は『環境情報科学論文集』、単著3編と共著1編は『立命館産業社会論集』に掲載）と2編の報告（単著1編は『立命館産業社会論集』、共著1編は『月刊自治研』に掲載）として公表されている。

一方、審査委員会ではいくつか問題点の指摘もあった。第1に、第1、2章の内容が第7章や終章の考察のなかに十分に生かしきれていないこと、第2に、第3～7章のアンケート調査結果とその考察が、第8、9章の分析や終章での考察にやはり生かしきれていないこと、第3に、野洲町や城陽市の事例では、それらの成功の背景にある普遍的な事実をもっと明確に示す必要があること、などである。また、文章表現においても工夫を要する点があるという指摘もなされた。

審査委員会は、上記を踏まえた総合的な判断として、本論文は博士学位を授与するに値する水準に達しているとの一致した結論を得た。また、平岡俊一氏が自立して学術研究を遂行できる能力と資質を備えており、実践的にも重要性の高い本研究分野を今後さらに展開させていく中心的役割を担うであろうという期待をもてることでも一致した。

【試験または学力確認の結果の要旨】

2006年6月16日（金）10時から12時まで産業社会学部共同研究室にて公聴会を開催し、平岡氏に対する口頭試問を実施した。平岡氏からの論文要旨の説明の後、主査による論文講評、各審査委員と申請者との活発な質疑応答が行われた。質疑は主として上記「論文審査の結果要旨」のなかの「いくつかの課題」が中心であったが、平岡氏からは今後の研究に生かしていく方向で積極的で適切な回答がなされた。

また、平岡氏は本学社会学研究科博士課程後期課程に在籍し、学則に定められた履修要件を充足している。さらに研究業績としては、すでに5編の論文が公表されており、1編はレフェリー付き学会誌「環境情報科学」に掲載されたことは高く評価される。また、本論文では多数の外国語の論文・著書・資料等が引用されている。以上のことから、外国語を含む学力確認は十分に行い得たものと判断する。

ゆえに、本学学位規程第25条第1項に基づき、論文審査以外の試問を免除するものとする。

審査委員

- (主査) 和田 武 立命館大学産業社会学部教授
(副査) 竹濱 朝美 立命館大学産業社会学部教授
(副査) 山口 歩 立命館大学産業社会学部教授